



# ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム  
株式会社ヒューマン・プライム  
東京都中央区日本橋人形町 1-18-9  
ATビル 5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 年次有給休暇の計画的付与とは？

2019年4月から実施される年次有給休暇の義務化制度と合わせて整理しておきましょう。年次有給休暇の義務化制度につきましては「2018年11月13日付249号ヒューマン・プライム通信-働き方改革⑥」をご参照ください。



### 年次有給休暇の計画的付与

労働者が年次有給休暇を取得しない理由として、上司・同僚や職場の雰囲気へ気がねが大きな理由の一つに挙げられます。このような中で年次有給休暇取得を促進するには、職場で一斉にもしくは交替で計画的に消化するようにすることが最も効果的です。そこで、労使協定に基づき、事業場全体の休業による一斉付与方式、班・グループ別の交替付与方式又は個人別付与方式等により年次有給休暇を取得する仕組みが設けられています。

※事業場全体で一斉に付与するものには限りません。

#### 要件

**就業規則**による規定と**労使協定**により年次有給休暇を与える時季に関する定めをすることが必要です。労使協定の届出は必要ありません。

#### 効果

年次有給休暇の日数のうち5日を超える部分については、使用者は、その定めにより年次有給休暇を与えることができます。例えば、年次有給休暇の付与日数が10日の従業員に対しては5日、20日の従業員に対しては、15日までを計画的付与の対象とすることができます。

※繰り越された年次有給休暇がある場合には、繰り越された年次有給休暇を含めて、5日を超える部分を計画的付与の対象とすることができます。例えば、繰り越し分が3日分、当年度発生分が12日分ある場合は、5日分が個人利用分、10日分を計画的付与の対象とすることができます。

※対象となる年次有給休暇を持たない者の扱い：事業場全体の休業による一斉付与の場合には、新規採用者等で「5日」を超える年次有給休暇のない者に対して、次のいずれかの措置をとります。

- 特別休暇を設けて、付与日数を増やします。
- 休業手当として平均賃金の60%を支払います。

### 年次有給休暇の計画的付与の活用例（カレンダー一例）



①夏季・年末年始などに年次有給休暇を計画的に付与し、大型連休とします。



②暦の関係で休日が飛び石となっている場合に、休日の橋渡しとして計画的付与制度を活用し、連休とします。

③閑散期に年次有給休暇の計画的付与日数を設け、休暇の取得を促進します。

④アニバーサリー休暇制度の設定

例) 個人別付与制度として

6日の計画的付与を行う場合、誕生日、結婚記念日等を含む連続3日間と多目的休暇として残り3日分を個人に自由に設定してもらう。

様々な方法で活用することが可能！

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。